

広報



リシリ

KOHO RISIRI

人口と世帯

世帯数	1,504
人口	6,750
男	3,379
女	3,371

昭和50年10月1日現在
(住民基本台帳登録人口)



〇と
保存しましょう

75,

10

月号

No.56

10月号もくじ

- 町議会だより……………2
- みんなの声を
道政に……………3
- 仙法志簡易水道が
完成……………3
- 戦傷者・戦没者の
遺族に弔慰金……………4
- 防犯球技大会
開かる……………4
- 広報トヒックス……………5
- 派出所だより……………5
- 納税貯蓄組合長
会議開く……………6
- 重度障害者
福祉手当制度……………6

町議会だより

第六回利尻町議会定例会は九月二十五日町役場会議室に於いて開催され、一般質問・人事案件・補正予算等について審議され、次の通り可決致しました。

△議案第四十五号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

これは議会の議決を必要とする工事、製造請負契約のことで現在迄予定価格壹万円であるのを二万円で改正するものである

又財産の取得・処分・不動産・動産・の買入れ等予定価格七〇〇万円とあるのを壹万円で改正するものである

△議案第四十六号

財産の取得について

これは今年度購入のロータリ除雪車のことです

購入先

札幌市西区手稲東一条南六丁目株式会社小松製作所

△議案第四十七号

寄附採納について

札幌市中央区大通西四丁目一番地北海道銀行から公共の用に供する事で次の物件の寄附申込みがあったので受領するものである

- 一、宅地 三九九・一九平方メートル
- 二、建物「店舗及住宅」旧道銀の建物木造モルタル造平家建 一棟 面積 二一五・二七平方メートル

△議案第四十八号

教育委員会委員の任命について 任期満了に伴ふ次の方が教育委員に再選されました。

◎利尻町杓形字本町五十一 渡辺 恭平氏 五五歳

△議案第四十九号

固定資産評価審査委員の選任について

任期満了に伴ふ次の方が固定資産評価審査委員に再選されました。

◎利尻町仙法志字御崎二十番地 伴 安藏 七三歳

◎利尻町杓形字種富町六十二番地 後藤 吉春 六五歳

補正予算

△議案第四十三号

昭和五〇年度利尻町一般会計補正予算「第三号」は歳入歳出共に 五八八九二円を追加し総額 一〇九二六七円となりました。

△議案第四十四号

昭和五〇年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算「第一号」 資本的収入及支出として七四〇〇千円追加し一一〇八三円となりまして。

これは病院の給排水・暖房等の工事費です。

◎一般質問

一般質問について次の様な質疑応答がなされました。

1 利尻町の経済について

利尻町財政、特に特別会計及び一部事務組合の負担金についての将来展望についてお聞かせ願います。

◎答弁

各種事務組合の負担金町立国保病院の財政再建計画、ベースアップ等町財政は非常に苦しいが理事者の責任に於いて年次解消して行く心算でこの際町民には是非お願いしたい事は税金を完納して戴き度い事です。

2 利尻町民の経済水準と経済水準の向上について経済調査会等を作り専門家の診断を受けるべきでないか

◎答弁

経済調査会等についてほかに意見をお持ちの方もおられる様ですがどの機関や団体が主体になれば良いのか部内で検討して居り経済水準の向上には努力を続けて行く考へです

1 生活排水と海水汚染の関係また調査結果及びその対策について

◎答弁

現在の段階では流末処理で充分と思ふが泉町の各所に大きな集水栓を取付け定期的に汲み上げる方法を取る心算です。

2 現在利尻島は二町で地域住民の生活基盤の確立に努力してある程度評価出来る形が整ったと思ふが医療体制・航路・観光など全島の立場でなければ発展は望めないのではないか町長自らが両町合併の話題をなげかける考へはないか

◎答弁

これは宗谷支庁次長時代からの持論で大賛成だ現在三つの広域行政が行なわれており実質的にはある程度合併している状態だが両町の合併論がこれまで避けられて来たのは地域の利害がからむからで役場庁舎・センター病院所在地等が争点になると思う。

何れにしても我が町は不利な立場にある事は確かだがそれぞれ地域の特色を生かす考えで行けば合併も可能だが島民の理解を深める為には努力しなければならぬ

◎答弁

島史編纂についてはどの様に行はれるのか伺います

◎答弁

島内の研究会から資料を提供してもらい両町合同で作業を進め編纂については専門家にお願する様になるものと思ふ。

戦傷者・戦没者遺族の方に 特別弔慰金が支給されます

このたび戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律などの施行にともない次のとおり特別弔慰金(額面二十万円)が支給されますので支給対象者は手続きをしなければなりませんので役場民生課福祉係へ申し出て下さい。要領手続きなどについて指導いたします。

△改正の趣旨

今回の改正による特別弔慰金は終戦三十周年にあたり戦没者などの遺族に対し国として改めて弔慰の意を表す為に支給されるものです

△支給対象者

支給の対象は日華事変(昭和十二年七月七日以後の戦没者の遺族で、昭和五十年四月一日において、同一の戦没者などに関し、恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金などの受給権を有していない者であり改正前の特別弔慰金支給法による特別弔慰金受給者のほか、大平洋戦争以後の戦没者などの遺族で昭和四十七年四月一日から

△特別弔慰金の額

特別弔慰金は額面二十万円十年償還(無利子)の記名国債で交付されます。

△請求手続きの期間

昭和五十年四月一日より昭和五十三年三月三十一日まで

特別縁故者に対する 相続財産の分与

ある人が死亡し、夫又は妻、子・親、兄弟姉妹など法律で定められた相続人が全くいない場合、相続財産は普通国庫に帰属することになりますが、ここに特別な制度として、特別縁故者に対する相続財産分与の制度があります。

死亡した人に相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は相続財産管理人を選任し、公告して相続人を探しますが、それでも相続人が現われないうちに、例えば内縁関係にあった夫又は妻事実上の養子、亡夫亡妻の連れ子など、相続人に近い立場にあるといえるような人や、親族や知人隣人などで、

特に死亡した人の療養看護に献身的に力を尽くした人などから申立があると家庭裁判所は申立人が特別縁故者に当るかどうかが相続財産の種類数量、死亡した人が生前に持っていたと推測される意思その他一切の事情を考慮して、申立人に相続財産を分与する事が相当であるかどうか相当であるとすれば、分与する財産の種類、数量をどうすべきかなどを具体的に決めて審判します。

第五回防犯球技 大会開かれる

防犯球技大会は回を重ねる事五回今年も十月五日沓形総合グラウンドを中心に盛大に開催され肌寒い小雨の中を島内中学校生徒は元氣一杯プレーをしました。

成績は次の通りです
△野球の部
◎優勝 久連中学校
◎準優勝 鷺泊中学校

◎優勝 久連中学校
◎準優勝 鷺泊中学校

△排球の部 女子
◎優勝 沓形中学校
◎準優勝 恩脇中学校
◎三位 鷺泊中学校
◎四位 仙法志中学校

△卓球の部 男子
◎優勝 仙法志中学校
◎準優勝 恩脇中学校
◎三位 鷺泊中学校
◎四位 沓形中学校

◎優勝 沓形中学校
◎準優勝 仙法志中学校
◎三位 恩脇中学校
◎四位 久連中学校
◎五位 鷺泊中学校

戸締りの励行

秋は行楽や収穫の季節であり、また一年中で一番空巣など他人の家へ侵入しての窃盗事件が多い時期でもあります。これらの侵入による窃事件の半分以上は、入口の錠のかけ忘れや戸の開けっぴらな原因となつて被害にかつております。

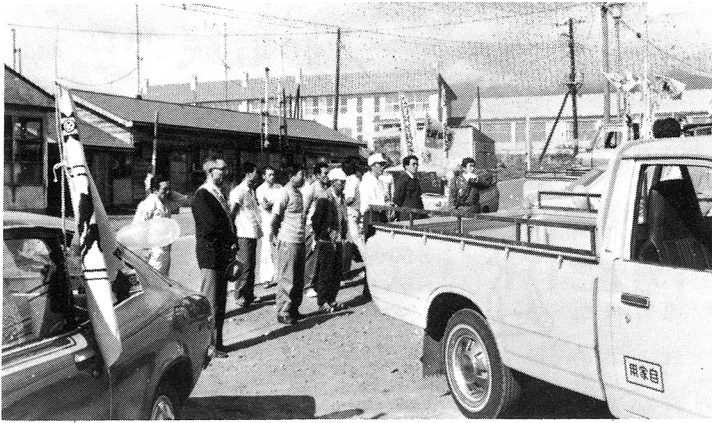
☆戸締りを完全にしましょう
◎戸締りを点検して、玄関、勝手口、窓などの錠は簡単に壊れない安全なものに二重に取り付けるか防犯ベルをつけましょう。

◎家や部屋を留守にするときは、戸締り………と一度確しきめ入口や窓の錠のかけ忘れのないように念を入れましょう。

◎家や部屋を留守にするときは、お隣りにちよつと一言『お願いします』と頼んでおきましょう
◎家や部屋を留守にするため錠をかけたときのカギは物置や牛乳箱の中などに置かず自分で持つようにならしましょう

◎夜寝るときは戸締りの状況を今一度点検しましょう
◎夜は家のまわりを防犯灯や門軒灯で明るくし、家の内部を暗くしましょう

◎隣り近所の方がたは普段からお互い協力できる様に心掛け助け合ひましょう
◎被害にあったときは現場に手を付けないで早く一一〇番しなう。



警察派出所だより

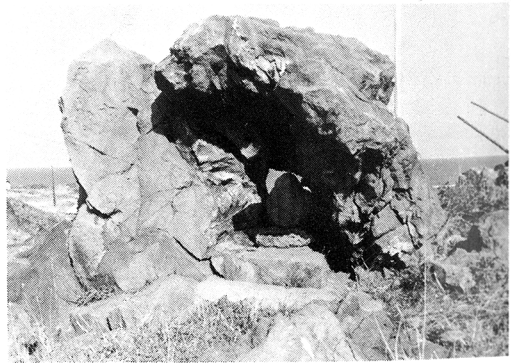
毎月一日、十五日、を交通事故死ゼロの日と決め、安全運動を実施してきましたが、相変わらず老人の悲惨な交通事故が起きています。そこで、本年四月からは、老人を交通事故から守るため、毎月十五日を「老人の交通安全日」と定め、家庭、職場、地域ぐるみで、老人を交通事故から守る運動を実施してい

ます。
 ◇市町村関係機関団体では
 ◎町村交通安全推進員、交通安全指導員などによる街頭指導
 老人の保護と安全教育の為寿の家の訪問指導などを重点に安全教育の徹底を図ります。
 ◎老人クラブも交通安全班を作り会員相互が安全意識の高揚を図ろう



去る9月24日秋の交通安全道民総ぐるみ運動の期間中仙法志安全協会主催による交通安全車輛パレードが行われました。
 仙法志公民館

杓形岬公園の石洞穴
 中に石で四海波という字が彫つてある
 9月25日写す



毎月15日は 老人の交通安全日

家庭・職場・地域ぐるみで老人を
交通事故から守ろう

◇雇用主、事業主、自動車団体などは
 ◎企業体、事業所各種の自動車団体における講習会や諸会合をとおして「老人を見たらその行動を見守り徐行又は一時停止」の安全教育を徹底しましょう。
 ◇家庭では
 ◎夜間の一人歩き、自転車の乗車はなるべく避けること。どうしても夜間外出する時は、付き添いをつけるか、明るい服装または、夜光ワッペンなどを身につける。(又は懐中電灯を持つ)ようにしましょう。
 ◎交通ルールを守ることは自身自身のためだという事を理解し常に安全な行動をする様家庭ぐるみで話し合ひましょう。

町民の広場



戸籍の窓口より
S 50.9.1
S 50.9.30

お誕生おめでとう
うらやまします



氏名 保護者 続柄 住所
新谷 豊 雄児三男 岡本町
鎌田 勝彦 利勝 長男 種富町
木村 協 忠男 二男 久連

いつまでも
お幸せに



浜田久治
牧野りつ子
御崎

おくやみ
申し上げます



氏名 年齢 住所
鎌田 勝彦 五〇才 種富町
上遠野 正 七二才 種富町
小玉市五郎 七四才 御崎
飴田亥之吉 七四才 御崎

在宅重度障害者 福祉手当制度

在宅の重度障害者の福祉を向上するため本年十月から、在宅重度障害者福祉手当制度が実施されます。

一、対象者

この制度の対象となる方は、在宅の重度障害児の方がたですが、重度障害児者とは、日常生活に介護を要するおむね国民年金法による障害福祉年金の一級該当者、及び特別児童扶養手当対象障害児のうち身体障害者福祉法による障害制度が一級若しくは二級のうち一部の方がたとなっています。

二、支給額

月額 四千元

三、支給月

一月、五月、九月の年三回に分け、それぞれ前月分までが支給されます。このため本年度は五十一年一月に五十一年十月から十二月までの三ヵ月分が支給されます。

四、支給制限

(一) 所得制限があります
(二) 廃疾を支給事由とする公的年金等（障害福祉年金は除く）を受給されていません。たには支給されません。

五、申請手続きについて

町村役場あるいは福祉事務所を受けつけておりますので申請

の手続きをしてください。なお障害福祉年金及び特別児童扶養手当並びに道が実施している方も改めて申請してください。この福祉手当の受給対象になる方は十月から介護手当の支給は廃止されます。

利尻町指定金融機関 稚内信用金庫に指定

従来利尻町の指定金融機関は北海道銀行でしたが、北海道銀行利尻支店が去る九月二十日をもって閉鎖に伴い、稚内信用金庫に指定を変更いたしました。したがって利尻町の公金の収納または支払いの事務は稚内信用金庫利尻支店が取り扱うこととなります。

また、杓形漁業協同組合と仙法志漁業協同組合を利尻町収納代理金融機関として指定しましたので町に納めるお金は以上三つの金融機関を利用できることになりました。

輸血を受けた方に 血液代金をお返します!!

(日本赤十字社)

日本赤十字社では、国民健康保険や、社会保険などの家族などで、ケガや病気等で輸血を受けた場合血液代の自己負担分を返してありますので、該当される方は、申請書を提出ねがいします。

申請の手続き、その他不明なことがありましたら、日本赤十

利尻町納税貯蓄組合長会議開催される

十月十三日国民宿舎りしりに於いて昭和50年度利尻町納税貯蓄組合長会議が開催され昭和四十九年度実績と昭和五十年年度収納計画の説明があり引き続き永年納組合単年度完納組合及び永年納組合長さん方の表彰が行われました。

各税の納期（月別）

月別	税目	期別	納期限	備考
4	軽自動車税	年	4月30日	
5	固定資産税	1	5月31日	
6	町道民税	1	6月30日	均等割も含む
7	保険税	1	7月31日	
8	固定資産税	2	8月31日	
9	町道民税	2	9月30日	
10	保険税	2	10月31日	
	固定資産税	3	10月31日	
11	町道民税	3	11月30日	
12	保険税	3	12月25日	

お詫びと訂正について

広報りしり九月号にて次の項が誤植されましたのでお詫び申し上げますと共に次の通り訂正致します。

△目次のうち

社協だよりはは社教だよりが正

△五頁のうち

利尻町長寿者番付表のうち豪御免となっているのは豪御免が正

△八頁のうち

ありがとうございます
杓形字緑町 木田茂男殿とあるのは、米田が正